

センターに持込みする場合は

一時多量ごみ等、ごみステーションに出せないものは分別して自分で持ち込みましょう。

センター付近詳細地図

三木市清掃センター

〒673-0402 三木市加佐1199
TEL: 83-2608 FAX: 83-2695

受付時間
月曜日～金曜日(祝日も業務を行っています。)
8:30～11:30 13:00～15:30

持込みできるごみ
可燃ごみ、あらごみ、埋立ごみ、資源ごみ(プラスチック・ペットボトル・飲料用紙パック・空きびん・古紙)、小型家電リサイクル対象品、充電式電池(リチウムイオン電池など)

三木市吉川クリーンセンター

〒673-1114 三木市吉川町豊岡1375
TEL: 72-0148 FAX: 72-0177

受付時間
月曜日～金曜日(祝日も業務を行っています。)
8:30～11:30 13:00～15:30

持込みできるごみ
あらごみ、埋立ごみ、資源ごみ(プラスチック・ペットボトル・飲料用紙パック・空きびん・古紙)、小型家電リサイクル対象品
※剪定枝、畳、ソファ、スプリング入りのマットレスは不可

ご利用ください

■毎月第3日曜日
三木市清掃センターで「家庭ごみ」の持込みを受付しています。
●受付時間は午前中のみです。(8:30～11:30)
●持ち込める対象ごみは「家庭ごみ」「公共・自治会活動に付随するごみ」のみです。事業系ごみは受け付けていません。

分別区分やごみの出し方など、市のホームページで確認することができます。

市内電機商業組合加盟店

(令和7年10月現在)

事業者名	電話
三木地区	
(有)だるま屋	82-3144
電化センタータキイ	82-1592
新田電気商会	82-3460
服部電気店	83-1832
三枝電気商会	82-2206
細川・口吉川地区	
マルゴ電器	88-0681
緑が丘地区	
(株)シンエイ	85-6463
(株)第一家電ミドリ店	85-1735
三木南地区	
楠原電気設備	85-8549
青山地区	
(株)Acty カナイ	85-3760

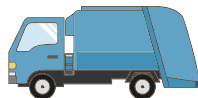
※家電の回収を行っていない場合もありますので、加盟店に直接お問い合わせください。
リサイクル料金、収集運搬料金等が必要となります。

三木市一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可業者

(令和7年10月現在)

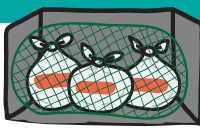
事業者名	電話
木村工業(株)	0120-762-110
長田環境開発(有)	85-0555
(株)巴山環境	88-6155
三木美化センター(株)	83-2611
ミズボ商会	88-2158
(株)カンキョウ	82-1657
(株)かんざおん	72-1535

※一時多量ごみ等の収集運搬を依頼される場合には、許可業者へご連絡ください(有料)。



ごみステーションは清潔に使いましょう

ごみの分別、曜日、時間のルールを守って出してください(カラス除けネットがある場合は、必ずかぶせてください)。
ごみステーションに出せるのは、家庭のごみ(一般廃棄物)だけで、事業系のごみは出せません。



高齢者や障がいのある方のみの方の世帯を対象とした収集事業

- 三木市 ふれあい収集
- 粗大ごみ かけつけ隊



【問】三木市市民生活部環境課
(三木市清掃センター) 83-2608

資源化推進事業

- 資源ごみ集団回収運動奨励金
- 資源ごみリサイクル活動奨励金
自治会や子ども会などの各種団体が実施している集団回収運動に対する奨励金。
- 古紙自主回収活動奨励補助金
古紙の資源化をさらに促進するため、古紙回収を自主的に継続して実施する自治会に対して補助金を交付。
【問】三木市市民生活部環境政策課 82-2000

令和8年 ごみ収集予定表

該当自治会等

- ・稲田 ・金会 ・福吉 ・毘沙門 ・楠原 ・南水上 ・北水上
- ・奥谷 ・緑台

可燃ごみ 毎週 月・木 曜日 資源プラスチックごみ 毎週 水 曜日

◎あらごみ：第2金曜、埋立ごみ：第1金曜、ペットボトル・紙パック：第3金曜、古紙：第4金曜、空きびん：第2土曜

月	分類	あらごみ	埋立ごみ	ペットボトル紙パック	古紙	空きびん
		収集日	収集日	収集日	収集日	収集日
令和7年12月	12	12	5	19	26	13
令和8年1月	1	9	特※	16	23	10
2	2	13	6	20	27	14
3	3	13	6	20	27	14
4	4	10	3	17	24	11
5	5	8	1	15	22	9
6	6	12	5	19	26	13
7	7	10	3	17	24	11
8	8	14	7	21	28	8
9	9	11	4	18	25	12
10	10	9	2	16	23	10
11	11	13	6	20	27	14
12	12	11	4	18	25	12

収集日の午前5時から午前8時までの間に、決められた場所に出しましょう

一回10kg以内のごみの量で、片手で持てる量(10kgまで)までです

※自主：自主回収(回収日は自治会にご確認ください) 令和7年10月1日現在

※特：年末年始の特別収集予定(別途、お知らせします。)

◎年末年始の収集予定については、別途、広報等でお知らせしますので、必ず、ご確認ください。

「可燃ごみ」と「資源プラごみ」は、必ず、三木市の指定袋を使用してください。



「ごみ分別アプリ」も活用ください。

ごみ分別辞典や出し方、収集日を知らせてくれる機能も付いています。



ごみの出し方

可燃ごみ

生ごみ、紙くず、木くず類
衣類・靴類などの燃えるごみ。

台所ごみ

- 水切りを十分に
- 食用油は固形にするか、紙や布にしみこませて
- 竹串は折って

紙くず類

- 紙おむつは汚物を取り除いて

草・葉・小枝類

- 太さ 5cm以内、長さ90cm以内（長いもの、太いものはあらごみへ）
- 一時多量ごみ（4袋以上）は直接清掃センターへ持ち込む

衣類・靴類

- 衣類は集団回収を優先して可能な限り減らして

洗えないプラスチック類

- マヨネーズやケチャップ、練りからし等の容器で洗えない、または、汚れが落とせないもの。ただし、マヨネーズ等のキャップは、「プラスチック類」へ

あらごみ

鉄、アルミなどの金属類
と剪定枝、家具などのごみ。

木製・金属製家具類

- 長いものは1m以下にして
- 壊せないものは直接清掃センターへ

金属（鉄・アルミ類）

- 刃物は厚紙等に包んで「きけん・あぶない」等と表示

空き缶類

- スプレー缶は使い切って空にして、屋外の火の気のないところで穴をあけて
- 地域で行われている集団回収を優先して

その他

- 石油ストーブは必ず乾電池や灯油を抜き取って
- 大きな物や音などは直接清掃センターへ（自己持込みか、許可業者者に依頼）
- 自転車やほうき等には「ごみ」等と表示

埋立ごみ

陶器や布団などの寝具類、電気製品などのごみ。（長い物は1m以下）

ガラス・陶器類

- 厚紙等に包んで「きけん・あぶない」等と表示

寝具類

- 布団やカーベットのたんで紐で縛って

電気製品

- 小型の金属とプラスチックの混合製品

※ゲーム機やCDプレイヤー、ハンディファンなどの電子機器等は、「小型家電リサイクル」を優先して公民館等の回収ボックスへ（投入口30cm×12cmに入るもの）

その他

- 傘、ベビーカー、キャリーバック等の金属とプラスチック素材が混合したもの
- プランターの土

ごみの出し方

次の水銀を含む廃棄物は、他の埋立ごみと袋を分けて出してください。

●対象廃棄物
蛍光灯・乾電池・ボタン電池・水銀温度計・水銀体温計・水銀血圧計

充電式電池の処分方法

モバイルバッテリー

電池を取り外すことができる製品
※電池を取り外して分別

【例】●電動アシスト自転車
●デジタルカメラ
●電動工具●空調服 など

電池を取り外すことができない製品

※電池を無理に取り外さない

【例】●ハンディファン
●スマートフォンの電子たばこ
●電気シェーバー●電動歯ブラシ
●ゲーム機●ワイヤレスイヤホン
●ロボット掃除機
●（バッテリー内蔵型）ハンディ掃除機 など

●清掃センター、市役所（環境政策課）、古川支所（地域振興課）へ直接持ち込む。または、家電量販店などのリサイクル協力店で引き取ってもらう。詳しくはこちら→

注意事項

- ①端子部分をセロハンテープなどで覆い絶縁処理をする
- ②分解しない（無理に外さない）
- ③衝撃を与えない
- ④家庭から出されたものに限る（車やバイクのバッテリーは対象外）
- ⑤排出する前に電力を使い切る

「あらごみ」や「埋立ごみ」など、製品に応じた分別

●小型家電回収ボックスへ
投入口:30cm×12cmに入る製品

プラスチック類

- トレイ・銅パック・ビニール袋・発泡スチロール・ポリバケツ・CD・定規・お菓子の袋・プランター等のプラスチック製品
- 食へ物カスや土などは簡単に洗い流す程度で構いません。

こちらに対象になります!

- 水で洗って完全に汚れが落ちなくても大丈夫。
- 土や粉をはたき落として、それ以上落ちない状態でもOK
- ポテトチップス等に使用されているアルミコーティングの袋

ごみの出し方

- 指定袋に入らないプラ製の衣装箱のような大きなものは、そのまま紐等で縛って出してください。
- 容器の中を洗えないマヨネーズやケチャップ等は、「可燃ごみ」。ただし、容器のキャップは、「プラスチック類」です。

ペットボトル

●しょう油・酒・みりん・ジュースなど飲料用の容器

ごみの出し方

- 必ず中をすすいでキャップとラベルは「プラスチック類」へ

空きびん

●ドリンク・洋酒・コーヒー・佃煮等の飲料用・食料用のガラスびん

キャップを外してそれぞれのリサイクルへ

●無色
●茶色
●その他

ごみの出し方

- キャップを取って、中をすすいで、取れるラベルは取って空きびんポストへ。無色・茶色・その他に色分別して入れましょう。
- 化粧品や薬品のびん、板ガラス、耐熱ガラス、グラスなどは「埋立ごみ」となります。

（空きびんの色の見分け方）
※びんの口部分の色を見て、無色・茶色・その他に分けて各びんポストに入れてください。

空きびんポストについてのお問い合わせ先
三木市市民生活部環境政策課 TEL: 82-2000

飲料用紙パック

●1000ml・500mlの牛乳パック、ジュース類のパック（内側の白いもの）

ごみの出し方

- 水洗いして切り開き、十分乾燥させ、ごみ袋に入れて出してください。（内側に銀紙などの被膜貼りしてあるものは「可燃ごみ」へ）

古紙

●新聞・雑誌・段ボールに分別し、紐をかけて地域で行われている集団回収を優先して

ごみの出し方

- 折込チラシは新聞と一緒にしてください。
- 本やノート、封筒、菓子箱、包装紙、コピー用紙、ビニールを除いたティッシュの箱、洗剤の箱等は、たんでぬれ落ちないよう雑誌等にはさんで紐をかけてください。
- カーボン紙・圧着はがき・透明窓付封筒・感熱紙・写真・アルミ箔など複合素材の紙や汚れた紙は「可燃ごみ」です。

法令等で廃棄処分に規制を受ける品目

家電リサイクル法対象品(6品目)

※買換時に引き取ってもらうか、電機商業組合加盟店に依頼

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、洗濯乾燥機、エアコン

小型家電リサイクル法対象品

※各公民館や市庁舎に設置している小型家電回収ボックスへ

- 家庭にある電気・電子製品のほとんどが対象です。（政令指定28分類96品目）
- 回収ボックスの投入口は30cm×12cmです。
- 投入口に入らないものは、資源化のため、可能な限り清掃センターへ直接持ち込んでください。
- やむを得ない場合には、埋め立てごみとしてごみステーションに出すことも可能です。

パソコンリサイクル法対象品

※メーカーに直接回収を依頼

（対象となる商品）

- デスクトップパソコン本体
- ノートパソコン
- モニター
- 液晶ディスプレイ及び付属のマウス、キーボード

事業系ごみ

※ごみステーションには出せません。

飲食店、商店、事業所、工場、農業などの事業活動によって発生するごみ。

使用できるごみ袋

「可燃ごみ」と「資源プラスチックごみ」は指定ごみ袋、その他のごみは無色の透明または半透明の市販袋を出してください。

注意 その1

●透明・半透明
●可燃ごみ
●資源プラスチック

ごみ出し時間

収集日の午前5時から午前8時までの間にしてください。

注意 その2

●当日のごみの量、交通状況、道路工事等の理由により収集時間が大幅に変化する可能性がありますので、必ず8時までにしてください。

一回に出すごみの量

片手で持てる重さ（10kgまで）で、3袋まで。4袋以上なる場合はすべて一時多量ごみとなりますので、自分で清掃センターへ持ち込んでください。

注意 その3

ごみの水切りは十分に

台所ごみは、よみ水を切り、紙類等に包んで、それを指定袋に入れてください。また、指定袋は水や臭いが漏れないように、口をきっちりと結びましょう。

注意 その4

スプレー缶の出し方

スプレー缶は必ず最後まで使い切り、屋外等火の気のないところで穴をあけてください。

注意 その5

●車両火災の原因となるので、ご注意ください!!

収集できないごみ

危険有害ごみ

※販売店などの購入業者に依頼してください。

廃油、プロパンボンベ、農薬等。

一時多量ごみ

※センターへ自己持込するか市許可業者に依頼してください。

- 引越越しや植木の剪定等で一時的に多量に発生するごみ。
- ご家庭で剪定され、可燃ごみとして出される場合は、「可燃ごみ」指定袋に入れ3袋まで。
- 一時にごみ捨てたい場合は、直接、清掃センターへ持ち込んでください。

処理困難ごみ

※販売店などの購入業者に依頼してください。

市では処理できません。自動車、自動車部品（タイヤ、バッテリー、オートバイ）、農機具、農具、草刈り機、オルガン、ピアノ、消火器、塗料など。

収集困難ごみ

※センターへ自己持込するか市許可業者に依頼してください。

市では収集できないごみです。畳、マットレス（スプリングのあるもの）、マッサージチェア、大型家具、草刈り機、オルガン、物干し台（コンクリート製）等、自分で清掃センターへ持ち込むなどしてください。

野焼きは法律で禁止されています

構造基準を満たさない焼却炉や野外で廃棄物を燃やす行為は「野焼き」となり、処罰の対象となります。※あせ焼き等、一部適用が除外されている場合があります。